教育・環境・安全の見方や選び方、付き合い方まで

子どもがすくすく育つ
幼稚園・保育園

猪熊弘子　寺町東子

教育・環境・安全の見方や選び方、付き合い方まで

子どもがすくすく育つ幼稚園・保育園

はじめに……6
未就学児が通う主な教育・保育施設……12
保育所と小規模保育施設の違い……14
「子ども・子育て支援新制度」について……15

column 1
長時間保育の是非……16

第1章
園の種類と教育

1 「3歳児神話」を超えて……18
2 変化していく園と増える選択肢……21

3 幼稚園も保育園も教育内容は同じ……25
4 特色ある保育を行う園をどう考える？……32
5 子どもにとって本当に必要なこと……42
6 時代が求める子どもの「主体性」……50
7 遊びを中心とした保育とは？……58
8 記録の大切さ ～遊びの中に含まれる学びの要素を伝える……70

column 2
変わりゆく幼稚園のこと……74

第2章
保育の質
1 保育の質の三要素……76
2 プロセスの質 ～環境を通じた保育……80
3 構造の質 ～保育を支える制度や基準……83

4 プロセス&構造の質 ～立地や建物、園庭のこと …… 90
5 労働環境の質 ～保育者の働き方 …… 99
6 安全を守りながら地域とつながる …… 103

column 3
小規模保育施設のこと …… 108

第3章
命を守る
1 子どもは不慮の事故に遭いやすい …… 110
2 実際に起きた事故と経緯 …… 122
3 なぜ重大事故が繰り返されてきたか …… 143
4 重大事故をなくすためにできること …… 151
5 非常時の対応について …… 162

column 4
園での事故、多いか少ないか……168

第4章
保護者にできること

1 子どもにとってよい園なのかをチェック……170
2 発達や健康の状態は正直に伝えよう……187
3 子どもに変化があれば先生に相談を……192
4 園に問題があると思ったらどう対処するか……198
5 もしも重大事故が起きてしまったら……204

column 5
企業保育所には倒産の可能性もある……212

おわりに……213

はじめに

一般社団法人 子ども安全計画研究所
猪熊弘子
寺町東子

小学校に入る前のお子さんを、どんなところに通わせたいですか？

ひと昔前までは、「共働きなら保育園」「共働きでなければ幼稚園」といった単純明快な線引きがありました。しかし、今ではそれほど単純ではなくなっています。0～5歳の子どもが通う施設は多様化し、様々な選択肢が増えました。たとえば、両親ともに働いていても子どもを幼稚園に通わせている家庭も少なくありませんし、保育施設の種類も昔に比べてかなり増えています。3歳以上なら、両親ともに働いていてもいなくても通える認定こども園もあります。

大きく分けると、都道府県や市区町村が認可する施設と、されていない施設とがあります。認可施設には、都道府県が認可する幼稚園、認可保育所（正式には保育所ですが、以下では通例的に保育園と呼びます）、認定こども園があり、それぞれ公立・私立があります。また、市区町村が認可する、小規模保育、事業所内保育、保育ママがあります。

認可外保育施設には、託児所やベビーホテルなどのほか、都道府県や市区町村が独自に補助

金を出して運営している認証保育所や認定保育園などと呼ばれる施設、企業などが運営している企業主導型事業所内保育所、スポーツクラブなどが幼稚園と同じように経営している認可外の幼稚園類似施設もあります。

２０１５年４月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、自治体が認可している保育施設を利用するためには、まず保護者が自治体に申請し、保護者の働き方と子どもの年齢によって1号、2号、3号、教育標準時間、保育短時間・保育標準時間という区分の「認定」を受けることが必要になりました（15ページ参照）。これは介護保険に近い制度で、保護者は認定を受けたぶんだけの保育を利用できることになります。この制度がとても複雑なことに加えて、待機児童解消のためにとしばしば規制緩和が行われ、国が示す基準や自治体ごとに定めた制度も短い期間でたびたび変更されることがあります。様々な施設が乱立しているうえに、制度も頻繁に変わってわかりにくいので、大切なわが子をどこに預けようか、保護者は大いに迷って当然でしょう。

とはいえ、都市部に住んでいる人が保育園を選ぶ場合には、待機児童が多すぎることから「迷う」余地すらないこともあるでしょう。「預かってくれればどこでもいい」という悲鳴にも似た保護者の声を何度も聞いたことがあります。

そんな状況でも、やはり保護者のみなさんには知識を身につけ、子どもにとってよりよい保育施設を選ぶ目を磨いてほしいと思うのです。

というのも、残念なことに、保育園・幼稚園での死亡事故、重大事故が後を絶たないからです。厚生労働省や内閣府の発表で、２００４年から２０１６年までの13年間に、日本国内の保育施設で少なくとも１９０人もの子どもが亡くなったことがわかっています。保護者が「ここなら子どもの成長のためによいだろう」と信じて預けた施設で子どもが命を落とすことほど悲しいことはありません。絶対に起きてほしくない出来事です。

では、どのような園を選べばよいのでしょう？

保護者はいったい何を基準に「よい園」かどうかを判断すればいいのでしょうか？

究極的に言えば、「よい園」とは、子どもの命を大切にしている園だと思います。

「子どもの命を大切にする」とは、単純に「子どもが無事に生きている」ということだけではなく、「子ども一人ひとりの存在を大切にすること」です。

死亡事故が起きてはならないのは当然ですが、だからといって危険な要素がまったくない「箱」に入れ、何もさせずにただ「生かしておく」だけでは子どもは成長しませんし、発達も保

障できません。ときには危険をはらんだ活動をしながらも、安全がしっかり守られ、子どもらしい経験を日々積み重ねることができるような環境の中で、子どもたちは日々遊びを通して様々な経験をすることで学び、「育っていく」のです。

乳幼児教育に関するＯＥＣＤ（経済協力開発機構）の調査報告書「Starting Strong Ⅲ」の中では、「質の低い幼児教育・保育は子どもの発達に好影響をもたらすどころか、長期的な悪影響を及ぼしかねない」ということが明らかにされています。保育者が子ども一人ひとりに愛情を持って接し、子どもたちが毎日の遊びの中で豊かな学びを得られる、質の高い園を探してみましょう。子どもの発達を保障するために、よりよい幼稚園や保育園に子どもを預けることは、極めて前向きな選択なのです。

私たち著者ふたりは、約20年前、保育園に子どもを預けている母親同士として保護者会の活動の中で出会い、猪熊はジャーナリスト・研究者として、寺町は弁護士・社会福祉士として、保育事故・学校事故の遺族の方たちとも協力し合いながら、幼児教育・保育施設での重大事故をなくそうという活動に取り組んできました。同時に全国各地の多くの幼児教育・保育施設を視察し、保育の現状について知り、よりよい保育について学んできました。保育士資格も取得

し、現在では、幼児教育・保育施設での子どもの安全と豊かな経験に基づく発達保障の両立を目指すため、「一般社団法人子ども安全計画研究所」を共に運営しています。

２０１５年の「子ども・子育て支援新制度」のスタートと同時に、新制度下で運営される保育施設に、重大事故の報告義務が課せられるようになりました。さらに、２０１６年３月には「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」が編纂されるなど、幼児教育・保育施設での重大事故を防ぐための取り組みは一歩ずつ進んできました。子どもたちの命を守ろうという世論はある程度形成されたと思います。

しかし、それでも未だに劣悪な施設は残されています。子どもたちの権利を守らない保育も行われています。子どもたちを守るために、保護者は「保育」に対する知識を増やし、目を肥やして自衛しなければなりません。保護者が知識を身につけることで、子どもたちにとってよくない施設が淘汰され、排除されていくことにつながります。

保護者にとってもっとも必要なことは、「保育」とは何なのかといったことを理解した上で、園や保育者、そして仲間の保護者と一緒に子どもを育てていくというスタンスを持つことです。子どもをただ園に預ければよいのではなく、保護者同士が手を組み、保育者を応援し、園と協

同で子どもたちを育てていくことが必要なのです。子どもを共に育てていくうちに、保護者も「親」として育てられ、成長していきます。同時に園や保育者も、互いに理解しあうことでよりよい園に育っていきます。お互いに成長しながら、共に歩んでいける園を探すことが大切です。私たちは保育の「消費者」ではないのです。

もうこれ以上、1人でも子どもの命を失いたくない。

悲しい思いをする保護者や保育者がいなくなってほしい。

すべての子どもたちが、大人たちの愛情に包まれ、守られ、学びのある豊かな子ども時代を過ごすことができるようになってほしい。

それが、私たちのいちばんの願いです。

この本を通して、子どもの施設では何を大切にすればいいのかを、保護者のみなさんと、幼児教育・保育にかかわる現場の先生方と一緒に考えていただくことができればと考えています。保護者のみなさんは、ぜひ本書を読み終えてから園の見学をしてみてください。きっと見える景色が変わるはずです。そして、現場の先生方にとっても自園の保育をよりよいものへと変える手がかりになれば幸いです。

第1章

園の種類と教育

1 「3歳児神話」を超えて

この本を手に取った方の多くは、きっとすでに「子どもを人に預ける」ことにあまり抵抗がない方たちだろうと思います。

しかし、未だ日本に根強く残っているのは「3歳までの子どもは母親が家庭で育てるべき」という古い考え方です。古いどころか、近年、ますますそういった考え方が社会のあちこちに「地雷」のように埋め込まれているようにさえ感じます。

「3歳までの子どもは母親が家庭で育てるべき」という考え方を「3歳児神話」と呼びます。これはもともと、1951年にイギリスの精神科医ボウルビィがWHOの委託で行った孤児院の子どもたちに対する調査に基づいて発表した『乳幼児の精神衛生』（『Maternal Care and Mental Health』）にルーツがあります。戦争で孤児となり家族から切り離されて育ってきた子どもたちに精神的な遅れが生じやすくなるという調査結果をもとに、ボウルビィは子どもが育つ過程で信頼できる大人との愛着関係を築くことが大切である、という「愛着理論」を作り

出したのです。

この理論は本来、「信頼できる大人」との愛着関係を築くこと、とされていたのに、それが「母親」にすり替えられて広まっていきました。そして、働く母親を家庭に引き戻し、「子どもは母親が家庭で育てるべき」という社会通念を育てることにつながっていったのです。特にイギリスでは、ボウルビィの愛着理論のために保育施設の普及が遅れました。日本でも１９６０年代の高度経済成長期にこの考え方が定着し、それ以来、「３歳児神話」が母親たちを苦しめる原因となってきました。

しかし、現在では「３歳児神話」は完全に否定されています。１９９８年度の『厚生白書』には「子どもは三歳までは、常時家庭において母親の手で育てないと、子どものその後の成長に悪い影響を及ぼす」と考える意識、いわゆる「３歳児神話」には「少なくとも合理的な根拠は認められない」と記されました。国が正式に「３歳児神話」を否定したのです。

本来、ボウルビィが調査に基づいて言っていたのは、「信頼できる大人」との愛着関係です。家庭では父親・母親、あるいは祖父母などの信頼できる家族が、その役割を果たします。そして、幼児教育・保育施設では、保育者が「信頼できる大人」になります。

子どもに必要なのは、ただ「母親」とずっと一緒にいることではなく、男性でも女性でも、

家族であっても家族でなくても、信頼できる養育者や保育者とのあいだに信頼関係を築くことです。そういった大人との信頼関係が育っていく中で、子どもたちは自己肯定感を育んでいきます。「世界は安心で、自分は大切な人間だ」と思えるようになり、自己肯定感をしっかり育むことができれば、集団保育を受けても子どもたちの成長には何ら問題はありません。

もちろん、未だに「母親は働かずに3歳までは家庭で育てればいい」という意見の人はいますし、わざわざ伝えてくることもあります。しかし、父親一人の働きで家庭を支えられた「右肩上がり経済」の時代はとっくに終わりました。夫婦が共に非正規就労で収入が少ない家庭や、シングルで子育てをする家庭も増えています。教育費は上昇する一方で、子育てにかかるお金の負担は極めて重くのしかかってきます。母親でも父親でも、子どもが生まれる前から続けていた仕事を辞める選択をするのは厳しい時代です。

個人的な選択としても「共働き」は、若い子育て世代においては当然になっていますし、社会的にも現役世代の人口が激減し、女性、男性、そして世代を問わない「一億総活躍」がうたわれるようになってきています。女性が子どもを預けて働くことを責めるような時代は終わりました。もし「3歳児神話」を引き合いに出されても、まったく気にする必要はないことを覚えておいてください。

2 変化していく園と増える選択肢

「はじめに」で述べたように、現在は様々な子どものための幼児教育・保育施設があります。3～5歳の子どもが通う文部科学省（以下、文科省）管轄の教育施設である「幼稚園」、親が働いているなど昼間に子どもの世話をする人がいない家庭の0～5歳の子どもを預かる厚生労働省（以下、厚労省）管轄の福祉施設である「保育所」のほかに、幼稚園・保育園の両方の機能を備えた内閣府管轄の「認定こども園」などです。

20年ほど前までは、認可保育所での0歳児の保育時間は、最長でも夕方5時頃までで、それ以降も預けようとすれば認可外保育施設しかありませんでした。ところが、近年では認可保育所の保育時間が延び、夜10時過ぎまで開所しているところもありますし、夜間保育園として運営されている認可保育所もあります。0歳児であっても、夜8時までの保育を行っている認可保育所も少なくありません。

幼稚園でも同じような傾向があります。一般的に幼稚園の保育時間は午後1～2時頃までで

すが、夕方あるいは夜までの「預かり保育」のほか、夏休みなどの長期休暇の間の「預かり保育」が、全体の9割近くになっています。両親ともに働いていても幼稚園を希望したり、待機児童が多い地域で保育園の代わりに幼稚園を選んだりすることも増えています。

そして、学校法人が幼稚園と保育園を運営したり、幼稚園が認定こども園になったり、学校法人が別に社会福祉法人を設立して保育園を運営したり、幼稚園が小規模保育園を運営したりと、様々なパターンが登場してきています。保護者の働き方やライフスタイルに合わせて、多様な選択ができるようになってきています。子どもをどこに通わせようかと考え、迷う保護者も多いはずです。

「子どもをどんな幼稚園や保育園に通わせよう?」と考えるとき、多くの保護者がまず自分が子どもの頃に通っていた園のことを思い出すのではないでしょうか。

園での生活が「楽しかった」という記憶が残っている保護者は、子どもも自分が通っていた園、あるいは自分が通っていた園に似ているところに「通ってほしい」と考えるかもしれません。実際、同じ幼稚園・保育園に親子2代、3代と通っている方も少なくないようです。園長先生から「卒園生の子どもが入ってきた」と聞くことがあります。それは保護者によい思い出があるからこそだと思います。反対に保護者に「つらかった」という記憶が強く残っていれば、

自分が通っていたような園には「通わせたくない」と考えるのではないでしょうか。

しかし、知っておいていただきたいのは、保護者の子ども時代の記憶ほどあてにならないものはないということです。保護者世代が幼稚園や保育園に通っていたのは、すでに20～30年以上も昔のこと。時代が変わって、世の中で「よい」とされる保育が変わりました。また、その園の運営自体が変わってしまっているかもしれません。

園が変わる最大の要因は、園の運営の「トップ」が変わることです。たとえば公立の幼稚園や保育園では、園長や施設長など運営のトップだけでなく、自治体の首長が交代することで方針が変わることがあります。首長の方針次第で民営化や改組が行われることもありますし、公務員である園長や職員の異動が毎年行われるため、比較的短いスパンで保育内容や園の雰囲気ががらりと変わることもあるのが、公立園の特徴です。

地域に根ざし、長く学校法人や宗教法人、社会福祉法人によって運営されてきた私立の幼稚園や保育園は、公立園よりは変化が少ないでしょう。それでも保護者世代が通っていた時代に園長や理事長だったトップが引退し、次世代の人に交代するときには大きく変化することがあります。同じ法人による運営が続いていたとしても、代替わりした次世代のトップが保育の方法や内容を大幅に見直していることが少なくないのです。

もちろん、園が変わることは悪いことではありません。代替わりしても新しい保育を学んで取り入れることなく、かつての栄光に寄りかかって昔のままの保育を続けることは、じつはイージーでラクなことです。保育者は何も新しいことを勉強する必要はなく、ただ昔から続いてきた通りの保育をしていけばいいだけだからです。

むしろ、代替わりのときに保育を変えることのほうが、園にとっては大きな冒険になります。新しいトップの方針転換にすぐについていけないベテランの保育者たちに新しい方針を理解し、実践してもらうためには、血を流すような覚悟が必要になってきます。

とはいえ「変化」はすればよいというものではありません。「どう変わるか」が問題です。

トップが代替わりするときに、今の時代にふさわしい子どもの主体性を育てる自由な保育に変わればよいことですが、逆に過度の早期教育を取り入れるなど、必ずしもよい変化をしている園ばかりではありません。

保護者には「自分が子どもの頃によい園だったから」という思い込みを捨てて、その園の今の保育をシビアに見てほしいのです。

3 幼稚園も保育園も教育内容は同じ

現在では、幼稚園と保育園の垣根は低くなってきました。それでも、未だに「保育園では教育をしてくれないから不安」などという声を聞くことがあります。

確かに幼稚園、保育園、認定こども園では、在園する子どもの年齢や通う理由が違い、それぞれの管轄の役所も文科省と厚労省、内閣府と複雑に分かれています。指針・要領とその解説も、幼稚園は「幼稚園教育要領」、保育園は「保育所保育指針」、幼保連携型認定こども園は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」と3本立てになっています。

「認定こども園」には、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の４種類があります。「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、「幼保連携型認定こども園」のほかすべての認定こども園に対応しますが、さらに幼稚園型は「幼稚園教育要領」、保育所型は「保育所保育指針」にも従うことになっています。「地方裁量型」は、三つの要領・指針に基づかなければならないものの、「認可外保育施設」に相当します。その上で都道府県が認めた「認定こども園」と

いう二重構造になっていて大変複雑です（13～14ページ参照）。

ただ、すでに２０１０年には「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」の中の保育の「ねらい」は共通化され、２０１８年度からは3歳以上の子どもについては「教育」として統一されました。幼稚園、保育園で行う「教育」の差はほとんどありません。そもそも１９６３年に文部省と厚生省（当時）の両局長名で「保育所の持つ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずる事が望ましい」という通知が出されています。つまり、もう50年以上も前から、子どもの「教育」については、幼稚園も保育園も同じものを目指してきたのです。

世界的にみれば就学前の子どもに対して行われる保育や教育は、「乳幼児教育」と呼ばれるようになってきています。子どものケアと教育はどちらも重要だという観点から、保育（ケア）と教育とを区別しない「Early childhood education and care（ECEC＝幼年期の教育とケア）」という言葉も使われています。

２０１８年度から施行された「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」には、10個の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が掲げられました。これは、「保育活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿」とされ、保育者は常にこの視点を考慮しながら保育を行うことが求められています。

【幼児期の終わりまでに育ってほしい姿】（通称「10の姿」）

（ア）健康な心と体

保育所（幼稚園・こども園も各要領に同様の記載）の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

（イ）自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

（ウ）協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

第4章

保護者にできること

1　子どもにとってよい園なのかをチェック

今の時代、インターネットで近隣の幼稚園や保育園を検索すれば、施設からの発信、行政からの発信、利用者からのクチコミなど、一定の情報が集められます。

でも、ちょっと待ってください。先にも述べたようにインターネット上の情報は、操作しようと思えば、いくらでもできます。保育施設開設のコンサルティング会社に素晴らしい保育理念をうたうウェブサイトを作ってもらうことも、そのウェブサイトがインターネット検索で上位に表示されるようにするSEO（Search Engine Optimization）対策も、ネガティブな情報を消すためのサービスも、お金を払えば手に入ります。

ウェブサイトに記載された素晴らしい保育理念を現実に実行できるか否かは、一人ひとりの保育者にかかっています。特に急速に施設の数を増やしている法人では、施設長をはじめ核となる職員の確保に苦労しているところも多く、ウェブサイトやパンフレットでうたっている保育を本当に実践できているかどうかはわかりません。

ですから、インターネット上で基本情報を収集することはよいとしても、実際に施設に足を運んで、人や環境を吟味することは必要不可欠です。まずは見学に行きましょう。そして、実際にその施設で働いている人から話を聞いて、保育者や子どもたちの様子を見てみましょう。

初めての子育てで保育施設のどんなところを見たらよいかわからないという方のために、死亡事故が起きている保育施設の特徴から、チェック項目を挙げてみます。なぜなら、建物がきれいというだけでは安全な保育施設とは限りません。もちろん物が散乱していたり、床が不潔だったりという施設は論外ですが、きれいでも「事故」が多発している園もありました。

たとえば、22年間で21件の死亡事故を起こしていた「ちびっこ園」グループは、新しくてかわいらしいデザインの施設で営業されていました。虐待が行われていた香川県の「小鳩幼児園」はウッディな施設と広い庭がありました。同じく虐待が行われていた宇都宮市の「託児室トイズ」も、大理石のエントランス、白い床と壁にアクセントでパステルブルーやパステルピンクの建具や家具が使われていました。建物の雰囲気だけでは判断できないのです。

なお、ここに挙げるポイントに反している施設が、すべて悪い施設だというわけではありません。あくまでも死亡事故が起きている保育施設の特徴から出したチェックポイントであることをご理解ください。

（1）全般的に注意したい点

（ア）保育室を見せてくれるか

死亡事故が起こっている保育施設に共通している最大のポイントが、保育室内を見せないことです。見せない理由として、施設側からしばしば挙げられるのは、①防犯上の観点から部外者は入れない、②乳児を預かっているので衛生上の観点から入れない、③忙しい保護者の手を煩わせることなく玄関でお子様とお荷物をお預かりする（親へのサービス）などです。

しかし、近年、幼稚園・保育園の業界では保育内容のレベルアップのために保育を公開し、第三者の目からコメントをもらって自園の保育を振り返る機会にする方法がスタンダードになりつつあります。第三者に保育を見せないのは、保育内容のレベルが低いのを隠しているのかもしれません。ましてや保護者に見せないとなると、宣伝文句とは違って保育内容や給食、保育士の人数や能力の不足を隠すなどの意図がある場合もあります。

（イ）日本スポーツ振興センターの災害共済給付への加入の有無

独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、保育施設の法的責任の有無にかかわらず、後遺障害等級1級だと最大３７７０万円の補償が出ます。民間の一般的な施設賠償

保険では無過失補償部分は３００万円程度ですから、雲泥の差です。もちろん法的責任がある場合に備えて、民間保険にも入っていることが望ましく、片方だけ入っていればいいというものではありません。万が一の事故は起こってほしくないものですが、「うちでは起こらない」「うちは大丈夫」と言って十分な保険に入らないような経営者は、安全対策も疎かになりがち。反対に「万が一、起こるかもしれない」という思いで安全対策に真摯に取り組む施設は、保険も遺漏なきように入っているものです。入っているかどうかを確認するとともに、新たに加入する際は保護者の同意が必要になりますので、積極的に同意しましょう。

（ウ）認可外保育施設の立入調査の結果

原則として、認可外保育施設に対して1年に1回以上、指導監督権限を有する自治体（原則は都道府県、政令市。県条例で市町村に権限委譲しているところもある）が立入調査を行うことになっています。この立入調査で、認可外保育施設指導監督基準を満たさない施設に対しては口頭または文書で指摘事項が示され、約1か月程度の期間内に改善して報告することが求められています。この立入調査の結果をウェブサイトに掲載する自治体が増えてきていますので、チェックしてみましょう。なお、自治体によって公表の仕方は様々で、指摘事項の有無、内容

猪熊弘子（いのくま ひろこ）

1965年横浜市生まれ。ジャーナリスト、名寄市立大学特命教授、東京都市大学客員教授。お茶の水女子大学大学院 博士後期課程（保育児童学領域）在籍中。保育士。子どもの問題、特に保育制度、待機児童、保育事故などの取材・執筆を行う。現在はイギリスを中心に海外の保育・教育制度や市場化、保育の質、評価論について研究。著書多数。『死を招いた保育』（ひとなる書房）で第49回日本保育学会 日私幼賞・保育学文献賞受賞。近著に『子育てという政治』（角川新書）、『保育園を呼ぶ声が聞こえる』（太田出版、共著）など。双子を含む4人の子の母。

寺町東子（てらまち とうこ）

1968年名古屋市生まれ。弁護士、社会福祉士、保育士。教育・保育施設での重大事故防止のための保育諸団体における研修講師やコンサルティング業務に取り組む。練馬区保健福祉サービス苦情調整委員として子どもの施設などへの苦情の調整にあたる。子どもの権利保護の観点から、夫婦・家族等の法律問題にも取り組む。著書『保育現場の「深刻事故」対応ハンドブック』（ぎょうせい、共著）、『弁護士って おもしろい！』（日本評論社、編著）、『司法の現場で働きたい！弁護士・裁判官・検察官』（岩波ジュニア新書、共著）ほか。3人の子の母。

教育・環境・安全の見方や選び方、付き合い方まで

子どもがすくすく育つ 幼稚園・保育園

発行日　2018年5月25日　第1刷発行

著者　　猪熊弘子　寺町東子
発行者　清田名人
発行所　株式会社内外出版社
〒110-8578
東京都台東区東上野2-1-11
電話　03-5830-0368（販売部）
電話　03-5830-0237（編集部）
http://www.naigai-p.co.jp

装画・扉イラスト／網中いづる
装丁・本文デザイン／大橋智子
校正／内藤久美子（オフィス・クーリエ）
編集／大西真生
印刷・製本／中央精版印刷株式会社

© 猪熊弘子　寺町東子　2018 Printed in Japan
ISBN978-4-86257-384-1　C0077
1380円＋税
乱丁・落丁はお取替えいたします。